

1. 運営指導等実施状況
2. 食事提供体制加算について
3. 業務継続計画未策定減算について
4. サービス管理責任者、児童発達管理責任者の特例OJTについて
5. 業務管理体制の届け出について
6. 共生型サービスについて
7. 給付費請求（国保連請求）に係るよくある請求エラーについて
8. 気象庁防災アプリの活用について

1. 運営指導等実施状況

1. 運営指導等の実施状況（1）

指導監査室の現地指導・監査の対象は、鳥取県東部市町の事業所（町の特定相談支援・障害児相談支援を除く）

令和6年度運営指導の実施状況

区分	事業所数	令和6年度現地指導	実施率
者	269	78	—
児	84	25	—
計	353	103	29.2% 暫定率

※令和6年7月から令和6年12月まで実施

※上記は指定サービス数（計画事業所、施設入所支援を含み、四町の計画事業所、基準該当事業所を含まない）

※事業所数は令和7年2月1日時点

令和6年度監査の実施状況

実施件数	内容
5件	不正請求、虐待、運営基準違反

※件数は令和7年3月1日時点

1. 実地指導・監査の実施状況（2）

監査における不正請求（不正認定含む）の認定状況

年度	件数
平成30年度～令和3年度	0件
令和4年度	1件
令和5年度	3件

不正請求に限らず、重大な不正が認められた事業所は、一部効力停止（新規受入停止、報酬請求の一部制限）、全部効力停止（一定期間の営業停止）、指定取消といった処分に加え、処分内容の公表、不正請求額の返還請求（40%上乘せ）が行われます。

基準を遵守し、公正に運営してください

2. 食事提供体制加算について

2. 食事提供体制加算について

令和6年4月から義務

- ・（毎回）食事の提供毎に利用者の摂食量の記録
- ・（おおむね6か月毎）利用者のBMI測定

令和6年10月から義務

- ・（年1回）管理栄養士又は栄養士が食事の献立を確認していること

※各事業所において設定している一定期間の献立（サイクルメニュー）を確認してもらうことで足りる。

※外部に調理委託し、委託先において管理栄養士又は栄養士が献立作成や確認に関わっているものは良い

→確認を受けた際は、その内容を記録しておくこと

→栄養士等がない自社調理の場合、特に注意が必要

→要件の取り組みができない事業所は加算の取り下げ・過誤調整

3. 業務継続計画未策定減算について

3. 業務継続計画未策定減算について (1)

業務継続計画 (BCP) とは…

事業所が自然災害、感染症の流行などの緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧できるように、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと

→ 既存の非常災害対策計画や、感染症防止指針とは異なる

業務継続計画 (災害及び感染症) の作成に係る減算について

期間	作成	未作成減算
令和3～5年度	努力義務	なし
令和6年度	義務	あり ※特例あり
令和7年度～	義務	あり <u>※特例なし</u>

未作成及び特例に該当しなければ減算

4月に無ければ減算

3. 業務継続計画未策定減算について (2)

令和6年度特例（以下の場合には減算不要）

①業務継続計画（災害）の代わりに、非常災害対策計画を策定している

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等
包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、
保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、
地域定着支援は、非常災害対策計画が無くても減算不要

②業務継続計画（感染症）の代わりに、感染症防止指針を策定している

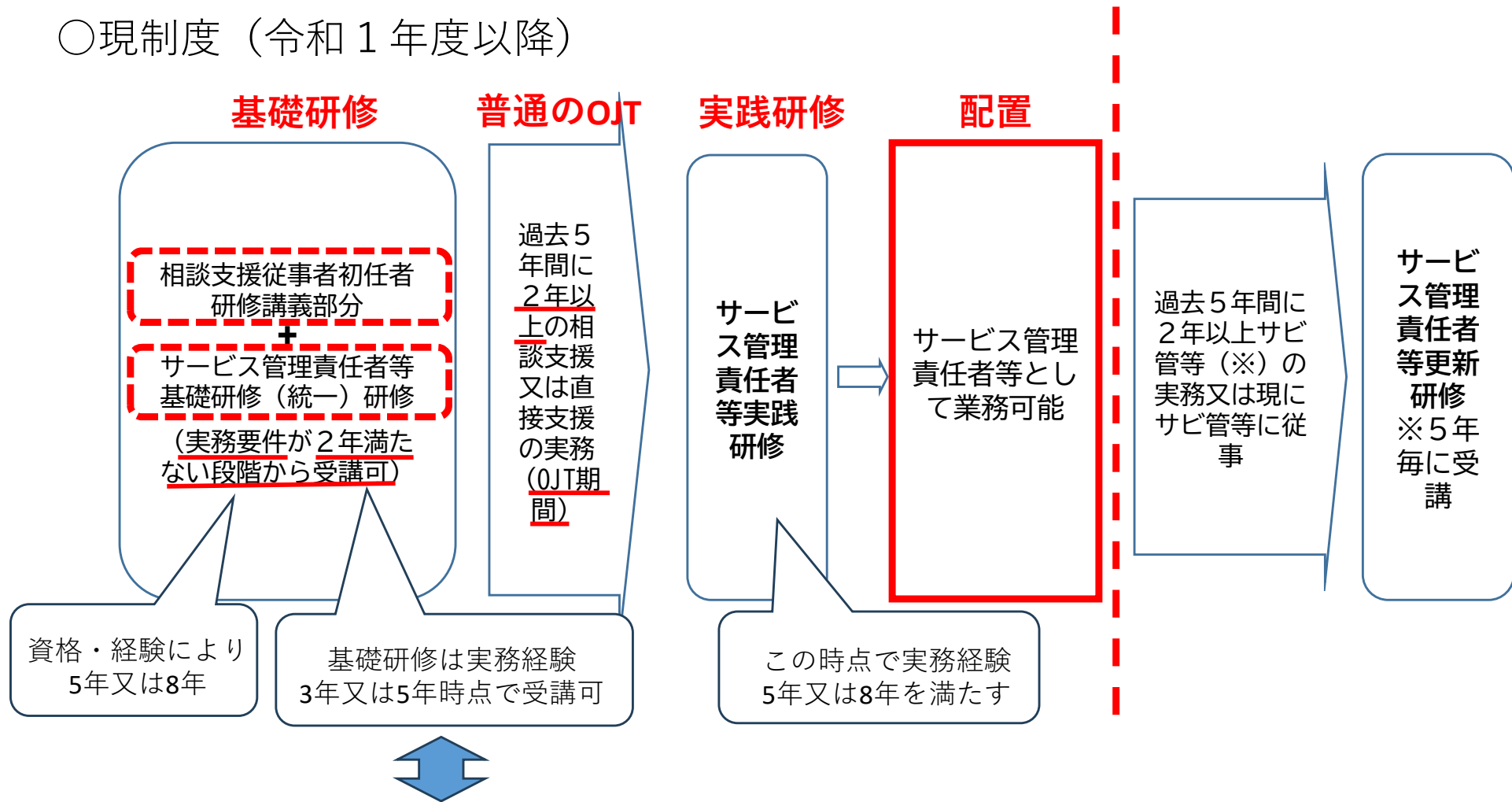
令和6年度・令和7年度の減算が必要な事業所は、自ら届け出てください

業務継続計画の研修・訓練は減算項目となりませんが、規定の回数行って
ください

4. サービス管理責任者、児童発達支援 支援管理責任者の特例OJTについて

4. サビ管、児発管の特例OJTについて (1)

○現制度 (令和1年度以降)



特例OJT 基礎研修受講時点で5年又は8年の実務経験期間を満たしており、個別支援計画作成の一連の業務に従事した場合→OJTが6か月以上で可

4. サビ管、児発管の特例OJTについて（2）

個別支援計画に係る計画に係る一連の業務とは

以下の2パターン

- ①事業所のサビ管・児発管の元、原案までの作成に従事
- ②やむを得ず事業所のみなしサビ管・児発管となり、計画作成の全ての業務に従事

※①原案までの作成 利用者面会しアセスメント、原案の作成

※②計画作成の全て 利用者面会しアセスメント、原案の作成、計画作成会議の開催、原案の説明・交付、モニタリング

Q 特例OJT 6か月のスタートは

A 「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修 講義部分」の双方を修了し、修了証の交付を受けた時点から起算

Q どのくらい件数の作成が必要か

A 少なくとも10件以上の一連の作成が必要

※特例OJTを実施する場合は、届出が必要（変更届）です

5. 業務管理体制の届け出について

5. 業務管理体制の届け出について（1）

指定障害福祉サービス事業者等は法令遵守等の業務管理体制を整備し、所管行政機関に届け出ることとされています。（法人毎の届け出）

【届け出区分】

次の区分ごとに提出が必要です

- ① 指定障害福祉サービス・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者
- ② 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者
- ③ 指定障害児通所支援事業者

例 ①生活介護、③放課後等デイサービス、②障害児相談支援を行う法人は、3つの届け出が必要

【業務管理体制届出書の提出】

届出事項	対象法人
①事業者の名称、法人所在地 法人代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全法人
②法令遵守責任者の氏名、生年月日	全法人
③法令遵守規程の概要	事業所数が20以上の法人
④業務執行の状況の監査方法の概要	事業所数が100以上の法人

※原則、本市では新規指定時に提出済み

5. 業務管理体制の届け出について (2)

【届け出先】

(1) 指定障害福祉サービス・障害者福祉施設・一般相談支援事業者

区分	届出先
①事業所等が複数県にある法人	厚生労働省
②全ての事業所が県東部にある法人	鳥取市
③ ①②以外の法人	鳥取県

(2) 特定相談支援・障害児相談支援事業者

区分	届出先
①事業所等が複数県にある法人	厚生労働省
②全ての特定相談支援事業所一市町村に所在する法人	市町村
③全ての事業所が県東部にある法人 (②を除く)	鳥取市
④ ①～③以外の法人	鳥取県

(3) 障害児通所支援事業者

区分	届出先
①事業所等が複数県にある法人	厚生労働省
②全ての事業所が県東部にある法人	鳥取市
③ ①②以外の法人	鳥取県

(1) と同じ

5. 業務管理体制の届け出について (3)

【業務管理体制の変更届出事項】

以下の場合、「業務管理体制整備事項変更届出書」を提出ください。

届出事項
①法人の種別、名称
②法人所在地、法人電話番号又はファクシミリ番号
③代表の氏名及び生年月日
④代表者の住所及び職名
⑤事業所の名称及び所在地（増減含む）
⑥法令遵守責任者の氏名及び生年月日
⑦法令遵守規程の概要（20事業所以上の法人）
⑧業務執行の状況の監査方法の概要（事業所数100以上の法人）

6. 共生型サービスの推進について

6.共生型サービスの推進について（1）

■共生型サービスとは

- ・ 介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくする
- ・ 障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくすることを目的とした指定手続きの特例として、平成30年に設けられた制度です。

この特例を活用し、同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供することで、以下のメリットが考えられます。

【利用者のメリット】

- ・ 障害者が65歳以上になっても、同一事業所を継続利用できるようになる
- ・ 高齢者・障害児者とも、利用できる事業所の選択肢が増える

【事業所のメリット】

- ・ 幅広い年齢層が利用することで、事業所の活性化に繋がる
- ・ 事業所、スタッフの対応力が向上する
- ・ 設備等を変更せずに、事業対象者が広がる

6.共生型サービスの推進について（2）

一方、以下のデメリットも考えられます。

【利用者のデメリット】

- ・ 障害児者、高齢者が同じ場所で過ごす難しさ

【事業所のデメリット】

- ・ 業務・申請手続き等の煩雑化
- ・ スタッフへの負担の増加
- ・ 報酬請求ソフト等の導入（既存のソフトで両対応な場合もある）

6.共生型サービスの推進について (3)

例) 生活介護事業所と通所介護事業所 (介護保険) の基準の違い

障害	生活介護の基準		介護	通所介護の基準	
人員配置	定員	原則20人以上	定員	-	
	管理者	常勤専従	管理者	常勤専従	
	サービス管理責任者 〔実務経験3~10年 +研修30.5時間〕	1人	生活相談員 (社会福祉士等)	1人	
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害支援区分4未満 → <u>6:1</u> 平均障害支援区分4以上5未満 → <u>5:1</u> 平均障害支援区分5以上 → <u>3:1</u>	介護職員	5:1 (利用者15人まで1以上で可) (常勤1以上)	
設備	訓練・作業室	設備	食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員	

基準が異なるため、両方の指定を同時に受けることは困難

→生活介護事業所が共生型通所介護事業所 (介護保険) を行うと…

定員	原則20人以上	
管理者	常勤専従	
サービス管理責任者	1人	
人員配置	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害者支援区分4未満 →6:1 平均障害者支援区分4 <u>及び介護保険の要介護者</u> →5:1 平均障害支援区分5以上 →3:1
	設備	訓練・作業室
	支障がない広さ	

共生型サービスを活用する場合、これまで提供していたサービスと同様の人員配置基準・設備基準による運営が可能

※逆に通所介護事業所が行なう生活介護を「共生型生活介護」という 21

6.共生型サービスの推進について（4）

生活介護事業所が通所介護事業所（介護保険）を共生型で行った場合の単位

通常規模型通所介護費（1月の平均延利用者数750人まで）

	要介護1 区分2以 下	要介護2 区分3	要介護3 区分4	要介護4 区分5	要介護5 区分6
(1)3時間以上4時間未満	344 273	393 300	445 335	496 483	547 646
(2)4時間以上5時間未満	361 327	413 358	467 401	521 578	574 774
(3)5時間以上6時間未満	530 381	626 419	723 469	818 676	915 904
(4)6時間以上7時間未満	543 532	640 583	740 652	838 941	937 1258
(5)7時間以上8時間未満	612 545	723 598	837 669	951 966	1068 1291
(6)8時間以上9時間未満	622 607	736 660	851 730	968 1027	1086 1353

共生型通所介護の単位数は、
本来の通所介護報酬の
93/100

上段：共生型通所介護

下段：生活介護（定員11～20名）

※要介護度と障害支援区分に相関性はありません

6.共生型サービスの推進について（5）

その他の共生型の例

①生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービスが共生型通所介護を実施

人員配置	設備基準	基本報酬
<p>指定生活介護事業所等の利用者の数と共生型通所介護事業所の利用者の数を合計し、その数に応じて、指定生活介護事業所等として必要とされる数以上を配置 （その際、要介護者は障害支援区分5とみなして計算）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる ・指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとするよう配慮する ・要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは不要 	<p>介護保険の通所介護における基本報酬に以下の割合を乗ずる</p> <p>生活介護：93% 自立訓練：95% 児童発達支援・放課後等デイサービス：90%</p>

※定員は障害福祉サービス（障害児通所支援サービス）及び通所介護サービスの利用者の合算となります。

※基本報酬は、合算の定員にあった報酬区分となります。

※合計定員を18名以下のとする場合は、「地域密着型通所介護」との共生型となります。

※サービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合は、共生型サービスとしては認められません。

※介護保険の要支援者に対するサービスの指定の可否は、保険者ごとに異なります。

6.共生型サービスの推進について（6）

その他の共生型の例

②障害福祉サービスの短期入所が共生型（介護予防）短期入所を実施

人員配置	設備基準	基本報酬
指定短期入所事業者が共生型（介護予防）短期入所生活介護を実施する場合、指定短期入所事業所等の利用者の数と共生型（介護予防）短期入所生活介護事業所の利用者の数を合計し、その数に応じて、指定短期入所事業所等として必要とされる数以上を配置	<ul style="list-style-type: none">・指定短期入所事業所の居室の面積は、指定短期入所の利用者と共生型（介護予防）短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9㎡以上・その他の設備については、指定短期入所事業所として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる・要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは不要	介護保険の短期入所における基本報酬に92%を乗ずる

※指定障害者支援施設と一体的に運営を行うもの（併設事業所）又は指定障害者支援施設の利用されていない居室を利用して行うもの（空床利用型事業所）に限る。

6.共生型サービスの推進について (7)

その他の共生型の例

③児童発達支援事業所・放課後等デイサービスが共生型生活介護を実施

人員配置	設備基準	基本報酬
指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの利用者の数と共生型生活介護の利用者の数を合計し、その数に応じて指定児童発達支援等として必要とされる数以上を配置	・障害者が使用するもの適したものとするよう配慮すること。 障害児、障がい者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーテーション等の仕切りは不要	共生型生活介護サービス費 (1) 697単位

※定員は各サービス利用者の合算となります。

※基本報酬は、合算の定員にあった報酬区分となります。

※サービス時間によって障害者、障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に障害者、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合は、共生型サービスとしては認められません。

6.共生型サービスの推進について (8)

その他の共生型の例

④生活介護事業所が共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスを実施

人員配置	設備基準	基本報酬
<p>指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの利用者の数と共生型生活介護の利用者の数を合計し、その数に応じて指定児童発達支援等として必要とされる数以上を配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定児童発達支援事業所等として満たすべき設備基準を満たすこと ・ 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について障害者が使用するものに適したものとするよう配慮すること ・ 障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは不要 	<p>共生型児童発達支援給付費682単位 共生型放課後等デイサービス給付費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業の終了後に行う場合 430単位 ・ 休業日に行う場合 507単位 <p>児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1名以上配置し、地域に貢献する活動を行った場合には、以下の加算</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 181単位 ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位 ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78単位

※定員は各サービス利用者の合算となります。

※基本報酬は、合算の定員にあった報酬区分となります。

※サービス時間によって障害者、障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に障害者、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合は、共生型サービスとしては認められません。

6.共生型サービスの推進について（8）

■ 共生型サービスの留意点

- 適切なサービス提供のため、当該共生型サービスに係る他の事業所から技術的な支援を受けること。（共生型通所介護を行う場合は、通所介護事業所から支援を受ける）
- 共生型サービスに係るサービスの指定基準を遵守すること。
（例：共生型放課後等デイサービスを行う生活介護事業所は、障害児基準の安全計画等の作成を行う）

■ 共生型サービスの申請方法

- 共生型サービスを始める場合、受きたい共生型サービスの新規指定申請を行い、指定を受ける
- 指定申請書類のうち、提出済みの書類については、一部省略が可能（申請者の登記事項証明書、平面図、管理者経歴書等）
- 事業所番号は別に付番。報酬請求は介護保険報酬請求システムによる

共生型サービスについて不明な点があればお問い合わせください

7.給付費請求（国保連請求）に係る よくある請求エラーについて （鳥取市福祉部障がい福祉課）

7.給付費請求（国保連請求）に係るよくある請求エラーについて

■重複提供（同一日もしくは同一時間におけるサービス提供の重複）

【例】①日中活動系サービス×日中活動系サービスは、1日に1回しか利用できないため、同一日での重複請求は不可。

※基本報酬×欠席時対応加算、欠席時対応加算×欠席時対応加算の重複請求も不可。

②訪問系サービス×日中活動系サービスは、訪問系サービスは利用者が在宅時にサービス提供することが必要なことが多く、通所している時間帯に訪問系サービスを受けることはできないため、同一時間での重複請求は不可。

※日中活動系サービスのサービス提供時間に送迎時間は含まれない。

訪問系サービス（基本報酬）×日中活動系サービス（欠席時対応加算）の重複請求、訪問系サービス（基本報酬）×生活介護（送迎時に実施した居宅内での介助）の重複請求は可。

7.給付費請求（国保連請求）に係るよくある請求エラーについて

■短期入所における基本報酬の算定誤り

短期入所のみを利用した日と、短期入所とは別に日中活動系サービスを利用した日などとは基本報酬の算定単位数が異なる。

■サービス提供時間の入力誤り

【例】

サービス提供開始時間（9：00）に対してサービス提供終了時間（13：00（正しくは15：00（午後3時）））などとなっている など

■過誤申立申請書の未提出

障がい福祉課への提出期限は請求月の毎月5日まで。

■受給者証の内容と一致しない請求

【例】

- ①受給者証の有効期限切れとなっている場合
- ②受給者証更新・変更時に各種加算が対象外となる場合
- ③利用者負担上限額が変更となる場合
- ④受給者証番号が変更になった際（児者切替時等）の受給者証番号の入力誤り
- ⑤鳥取市在住ではあるが、他市町村が受給者を交付している場合
- ⑥居宅介護の1回あたりのサービス提供時間数を超えている場合 など

■利用者負担上限額管理結果表を再送信する際の受付区分

【例】

- ①負担上限額管理結果表の「受付区分：修正」となるのは、当該請求が前回請求時に返戻に伴う再請求もしくは過誤再請求となっている場合や、利用者負担上限額管理結果表のみを再送信する場合 など
- ②負担上限額管理結果表の「受付区分：新規」となるのは、前回請求時に利用者負担上限額管理結果表のみが返戻となっており、利用者負担上限額管理結果表のみを再送信する場合 など

【補足】 過誤再請求を行う場合、支援時間の変更のみや、複数サービスを利用しているうち1つのサービスでのみ過誤再請求が必要となった場合等、当初、国保連に送信した請求情報と変わらない場合（請求明細書・実績記録票のどちらか一方のみの修正）であっても、請求情報を国保連に再送信する場合、請求明細書・実績記録票はセットで再送信をお願いいたします。

■共同生活援助（GH）における障害者支援施設等感染対策 向上加算・新興感染症等施設療養加算

基本報酬を算定している場合に算定できる加算のため、入院期間中等は算定できません。

■共同生活援助（GH）における人員配置体制加算の算定誤り

基本報酬を算定している場合に算定できる加算ではありますが、体験利用の場合は算定出来ません。

8.気象庁防災アプリの活用について

8.気象庁防災アプリの活用について（1）

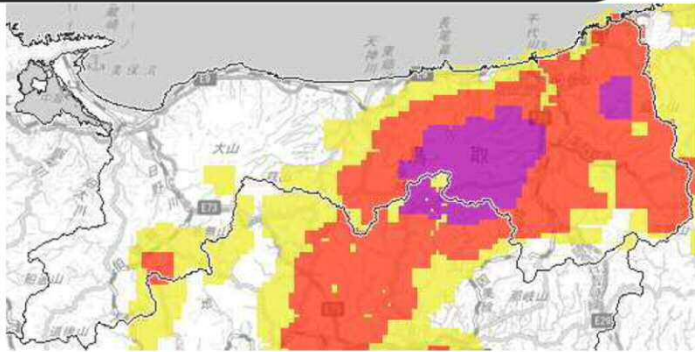
新たな高齢者や障がい者等の避難に関する計画作成等の支援

「**要配慮者対策係**」を配置しています



気象庁を活用してみませんか？

気象庁の「**キキクル**」を用いることで、自分や家族がいる場所に危険が迫っているか確認することができます。
右の5つの色のうち、**赤色**が高齢者等避難を表す色です。



キキクルの通知サービス

キキクルで**赤色**に到達したなどの危険度の高まりをお知らせしてくれるサービスもありますので、ぜひご利用ください。



警戒レベル	新たな避難情報等	
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3
2	 災害状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後災害状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)



気象庁  
マスコットキャラクター  
はれるん

キキクルの活用事例は裏面へ

# 8.気象庁防災アプリの活用について（2）

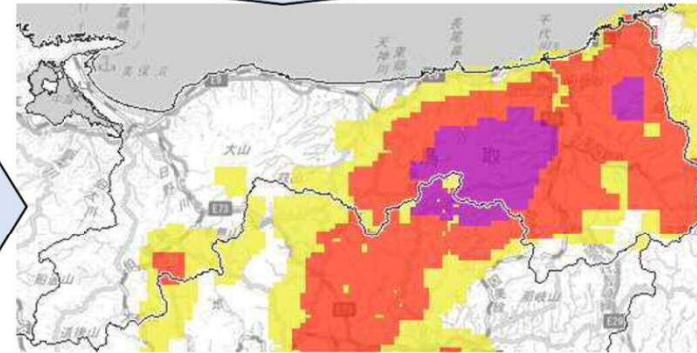
そうだ！キキクルを使おう。

雷を伴う強い雨が降ってきました。利用者さんをバスで送迎して大丈夫なのか不安です。介護施設の周りが安全か確かめる方法はないのでしょうか。



## 〈スマホの場合〉

- ① キキクルと検索
- ② キキクル（危険度分布）をタップ。



3つのタイプ（土砂災害、浸水害、洪水害）を切り替えられます。



お気軽にお問い合わせください。  
鳥取地方気象台（担当：河崎 日下）  
TEL：0857-29-1313



気象庁  
マスコットキャラクター はれるん

# 9.その他

## ■ 4月1日変更の介護給付費体制等届出書について

- ・生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援等の前年度実績等に応じて令和7年度の基本報酬の算定区分が加算単位が決まるもの

(例) 人員配置体制加算、目標工賃達成加算、A型・B型基本報酬等

提出期限 4月中 (処理上なるべく4月15日まで)

- ・上記以外

通常の提出期限 3月15日(土)必着

# 終わりに

集団指導の受講確認は「とっとり電子申請サービス」により行います。  
該当する各動画を視聴し、必ずアンケートに回答してください。  
アンケートの回答をもって受講完了とさせていただきます。

「とっとり電子申請サービス」  
(様式名 令和6年度障害福祉サービス事業者等集団指導 )

※居宅介護、重度訪問介護、生活介護、自立訓練、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス事業所は、下記のアンケートも回答ください  
(様式名 共生型サービスに関するアンケート 障害福祉サービス事業者関連)

回答期限 令和7年4月18日(金)